

# 鳥取県中部圏域における入退院調整ルール

<目的> 対象者が入院時から退院後まで切れ目ない支援を受けられる

<目標> 対象者が在宅生活で困らないよう、関係者が入院時から退院時まで必要な情報を共有することができる

<対象者> 介護保険・介護予防サービス#1利用者及びサービス利用が必要と思われる方

#1介護保険・介護予防サービス:介護保険制度にて給付管理業務が必要なサービス

<入院前にケアマネジャー・地域包括支援センター担当者（以下、ケアマネジャー等という）が決まっている場合>

## ①入院時

- 医療機関とケアマネジャー等は、相互に連絡をとる
- ケアマネジャー等は、入院時に連絡し「入院時連携シート」を持参する

## ②入院中

- 医療機関とケアマネジャー等は、相互に連絡をとる
- ケアマネジャー等は、連携を図る中で、対象者状況や退院目安の把握に努める
- 医療機関は、ケアマネジャー等に退院予定を早期に連絡する

## ③退院時

- 医療機関は、ケアマネジャー等に退院サマリーを送付する
  - 転院時は、医療機関から転院先へケアマネジャー等の情報を連絡する
  - 転院時は、入院プロセスの最初に戻り、転院先医療機関とケアマネジャー等が相互に連絡をとる

<入院前にケアマネジャー等が決まっていない（サービスを利用していない）場合>

## ④入院中

- 介護保険やその他のサービスが必要な場合は、医療機関は速やかに患者・家族に地域包括支援センターに相談するよう勧める。併せて地域包括支援センターへ連絡し、連携して対象者の支援を行う。

\*対象者の居住地が倉吉市で介護保険申請のみであれば市役所でも受け付ける

## <情報提供時の留意事項>

①情報提供内容は対象者の身体機能等、数多くの個人情報が含まれているので、取り扱いには最大限の注意を払うこと

②個人情報の記入及び連絡・送付に当たっては、事前に必ず本人・家族に趣旨をよく説明し、本人・家族の同意を得ること

(平成30年1月作成)